

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

規 則	告 示	頁
○産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則		一
○特定計量器の定期検査の実施		六
○農用地利用配分計画の認可		六
○農用地利用配分計画の認可の申請		六
○漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調書の縦覧		六
○保安林の指定の予定(三件)		七
○保安林の指定実施要件の変更の予定		七
○土地収用法に基づく収用及び使用の手続開始		八
○道路の区域変更		八
○道路の供用開始		九
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定		九
○土地改良区役員の就任及び退任の届出(二件)		九
○土地改良区役員の就任の届出		九
○開発行為に関する工事の完了(二件)		一一
○政治団体の収支報告書の要旨の訂正(平成二十七年分)(二件)		一一
○政治団体の収支報告書の要旨の訂正(平成二十八年分)(二件)		一二
○政治団体の収支報告書の要旨の訂正(平成二十九年分)		一三
○政治団体の届出		一三

ページ

## 規 則

○政治団体の届出事項の異動届	一四
○政治団体の解散届	一四
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十七年分)	一四
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十八年分)	一五
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十九年分)	一五
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成三十年分)	一五
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成三十一年分)(令和元年分)	一五
○資金管理団体の届出	一六
○資金管理団体の届出事項の異動届	一六
○証券の無効	一六

産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年八月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十五号

産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

産業技術総合センター条例施行規則(平成十一年宮城県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表大会議室の項中「二、八〇〇円」を「二、九〇〇円」に改め、中研修室の項中「一、二〇〇円」を「一、三〇〇円」に改め、小研修室の項中「五五〇円」を「六〇〇円」に改め、産学交流室の項中「一、〇〇〇円」を「一、一〇〇円」に改め、小会議室の項中「五〇〇円」を「五五〇円」に改め、電波暗室の項中「三、七〇〇円」を「三、八〇〇円」に改め、別表第一第二号の表精密測定関連機器の項中「五、六〇〇円」を「五、七〇〇円」に、「九五〇円」を「一、〇〇〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、四〇〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、六〇〇円」に改め、同表材料加工関連機器の項中「三、四〇〇円」を「三、五〇〇円」に、

カットオフマシン

一時間につき

五〇〇円

を

カットオフマシン

一時間につき

五五〇円

に、「五、一

〇〇円」を「五、二〇〇円」に、

スライディングマシン	一時間につき	七〇〇円
ツインロックウエル硬さ試験機	一時間につき	五〇〇円

を

スライディングマシン	一時間につき	七五〇円
ツインロックウエル硬さ試験機	一時間につき	五五〇円

に、

引張圧縮試験機	一時間につき	六〇〇円
複合材料作製用オートクレープ	一時間につき	五五〇円

を

引張圧縮試験機	一時間につき	六五〇円
複合材料作製用オートクレープ	一時間につき	六〇〇円

に、「七、五

〇〇円」を「七、六〇〇円」に、

マイクロスコープ	一時間につき	五〇〇円
マイクロスライサー	一時間につき	一、一〇〇円

を

マイクロスコープ	一時間につき	五五〇円
マイクロスライサー	一時間につき	一、二〇〇円

に、「三、〇

〇〇円」を「三、一〇〇円」に、

加圧型ニーダー	一時間につき	七〇〇円
スーパーミキサー	一時間につき	五〇〇円

を

加圧型ニーダー	一時間につき	七五〇円
スーパーミキサー	一時間につき	五五〇円

に、「一五、

三〇〇円」を「一五、六〇〇円」に、「三、七〇〇円」を「三、八〇〇円」に、

工具評価用電子顕微鏡	一時間につき	一、〇〇〇円
------------	--------	--------

を

工具評価用電子顕微鏡	一時間につき	一、一〇〇円
------------	--------	--------

に改め、同

表電子・情報関連機器の項中

デジタルエレクトロメータ	一時間につき	五〇〇円
デジタルオシロスコープ	一時間につき	五〇〇円

を

デジタルエレクトロメータ	一時間につき	五五〇円
デジタルオシロスコープ	一時間につき	五五〇円

に、

電力増幅器	一時間につき	五〇〇円
薄膜透磁率測定システム	一時間につき	五〇〇円

を

電力増幅器	一時間につき	五五〇円
薄膜透磁率測定システム	一時間につき	五五〇円

に、「四、五

〇〇円」を「四、六〇〇円」に、

高周波スペクトル測定装置	一時間につき	五〇〇円
--------------	--------	------

を

BCI試験機	一時間につき	一、五〇〇円	に、
BCI試験機	一時間につき	一、四〇〇円	を
高周波電磁界解析シミュレータ	一時間につき	七五〇円	に、
高周波電磁界解析シミュレータ	一時間につき	七〇〇円	を
触針式段差計	一時間につき	六五〇円	に、
触針式段差計	一時間につき	六〇〇円	を
任意波形発生器	一時間につき	五五〇円	に、
任意波形発生器	一時間につき	五〇〇円	を
フラックスゲート磁力計	一時間につき	五五〇円	に、「九五〇
ガウスメータ	一時間につき	五五〇円	円」を「一、〇〇〇円」に、
フラックスゲート磁力計	一時間につき	五〇〇円	を
ガウスメータ	一時間につき	五〇〇円	に、
高周波スペクトル測定装置	一時間につき	五五〇円	に、

3Dスキャナー	一時間につき	七〇〇円	を
真空成型機	一時間につき	五〇〇円	を
磁場中熱処理装置	一時間につき	一、三〇〇円	に、「一、三
磁場中熱処理装置	一時間につき	一、二〇〇円	〇〇円」を「一、四〇〇円」に改め、同表工業デザイン関連機器の項中「二、二〇〇円」を「二、三
ポータブル3Dデジタイザ	一時間につき	一、三〇〇円	〇〇円」に、
ポータブル3Dデジタイザ	一時間につき	一、二〇〇円	を
ポータブル3Dデジタイザ	一時間につき	一、二〇〇円	に、
ベクトルネットワークアナライザ(II)	一時間につき	八〇〇円	を
ベクトルネットワークアナライザ(II)	一時間につき	七五〇円	に、
顕微鏡機能付き赤外線サーモグラフィ	一時間につき	五五〇円	を
顕微鏡機能付き赤外線サーモグラフィ	一時間につき	三五〇円	に、
顕微鏡機能付き赤外線サーモグラフィ	一時間につき	五〇〇円	を
顕微鏡機能付き赤外線サーモグラフィ	一時間につき	三〇〇円	を

真空注型機	一時間につき	五五〇円	に、「三、九
3Dスキャナー	一時間につき	七五〇円	
〇〇円」を「四、〇〇〇円」に、「一、一、〇〇〇円」を「一、一、〇〇〇円」に改め、同表食品・バイオテクノロジー関連機器の項中			
生物顕微鏡システム	一時間につき	五〇〇円	を
生物顕微鏡システム	一時間につき	五五〇円	に、
遠心分離機	一時間につき	五〇〇円	を
遠心分離機	一時間につき	五五〇円	に、
香り評価装置	一時間につき	一、七〇〇円	を
香り評価装置	一時間につき	一、八〇〇円	に、「六〇〇
円」を「六五〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、三〇〇円」に、			
食品熱量測定装置（I）CA-HN	一時間につき	五〇〇円	を
食品熱量測定装置（I）CA-HN	一時間につき	五五〇円	に改め、同
表分析・測定関連機器の項中「一、五〇〇円」を「一、六〇〇円」に、「一、七〇〇円」を「一、八〇〇円」に、			
接触角計	一時間につき	五〇〇円	を

接触角計	一時間につき	五五〇円	に、「四、七
〇〇円」を「四、八〇〇円」に、「一、二、二〇〇円」を「一、三、三〇〇円」に、「二、七〇〇円」を「二、八〇〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、一〇〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、四〇〇円」に、「一、八〇〇円」を「一、九〇〇円」に、「三、五〇〇円」を「三、六〇〇円」に、			
微量分光光度計	一時間につき	二〇〇円	を
微量分光光度計	一時間につき	二五〇円	に、「三、六
〇〇円」を「三、七〇〇円」に改める。			
別表第二第一号の表材料試験の項中			
六百ミリメートル未満	一件につき	一、六〇〇円	を
六百ミリメートル未満	一件につき	一、七〇〇円	に、「五、二〇〇円」を「五、三〇〇円」に、
「九、六〇〇円」を「九、八〇〇円」に、「四、二〇〇円」を「四、三〇〇円」に、			
質量測定	一件につき	一、六〇〇円	を
質量測定	一件につき	一、七〇〇円	に、「六、七
〇〇円」を「六、八〇〇円」に、「二、二、一〇〇円」を「二、二、三〇〇円」に、「六、六〇〇円」を「六、七〇〇円」に、「一〇、四〇〇円」を「一〇、六〇〇円」に、「五、五〇〇円」を「五、六〇〇円」に、「四、八〇〇円」を「四、九〇〇円」に、			
一件につき	二、八〇〇円	一件につき	二、九〇〇円
一件につき	二、一〇〇円	一件につき	二、二〇〇円
を			
に、「五、九〇〇円」			

を「六、〇〇〇円」に、

比重吸水率試験

一件につき

一、八〇〇円

を

比重吸水率試験

一件につき

一、九〇〇円

に改め、同

表材料分析の項中「三、五〇〇円」を「三、六〇〇円」に、「七、九〇〇円」を「八、〇〇〇円」に、「九、七〇〇円」を「九、九〇〇円」に、「一一、九〇〇円」を「一二、二〇〇円」に、「一六、四〇〇円」を「一六、五〇〇円」に、「三一、一〇〇円」を「三一、二〇〇円」に、「三八、四〇〇円」を「三八、五〇〇円」に、「三三、三〇〇円」を「三三、四〇〇円」に、「一五、二〇〇円」を「一五、五〇〇円」に改め、同表食品分析の項中「三、五〇〇円」を「三、六〇〇円」に、「五、六〇〇円」を「五、七〇〇円」に、「一一、二〇〇円」を「一一、三〇〇円」に、「八、二〇〇円」を「八、四〇〇円」に、

吸光度

一測定につき

二、三〇〇円

を

吸光度

一測定につき

二、四〇〇円

に、「一、八〇〇円」

を「一、九〇〇円」に、「一〇、四〇〇円」を「一〇、六〇〇円」に、「九、〇〇〇円」を「九、一〇〇円」に、「六、五〇〇円」を「六、七〇〇円」に、「三、八〇〇円」を「三、九〇〇円」に、「三、四〇〇円」を「三、五〇〇円」に、「四、六〇〇円」を「四、七〇〇円」に改め、同表精密測定の前中「六、一〇〇円」を「六、二〇〇円」に、

真円度、真直度

一測定につき

四、六〇〇円

を

真円度、真直度

一測定につき

四、七〇〇円

に、「二七、二〇〇

円」を「二七、七〇〇円」に、「六、八〇〇円」を「六、九〇〇円」に改め、同表表面観察の項中「四、六〇〇円」を「四、七〇〇円」に、「七、一〇〇円」を「七、三〇〇円」に、「八、四〇〇円」を「八、五〇〇円」に改め、同表放射能・放射線測定の前中「三、二〇〇円」を「三、三〇〇円」に改め、同表試料調整の前中

粉砕

一件につき

二、七〇〇円

を

粉砕

一件につき

二、八〇〇円

に、「一〇、九〇〇

円」を「一一、一〇〇円」に、「三二、六〇〇円」を「三三、〇〇〇円」に、「二二、二〇〇円」を「二二、三〇〇円」に、

乾燥（減圧加熱）

一件につき

六、四〇〇円

を

乾燥（真空凍結）

一件につき

六、四〇〇円

を

乾燥（減圧加熱）

一件につき

六、五〇〇円

に、「三、八〇〇円」

乾燥（真空凍結）

一件につき

六、六〇〇円

を

を「三、九〇〇円」に、

遠心濃縮

一件につき

二、〇〇〇円

を

遠心濃縮

一件につき

二、一〇〇円

に、「三、〇〇〇円」

を「三、一〇〇円」に、「一、六〇〇円」を「一、七〇〇円」に改め、別表第二第二号中「四〇〇円」を「四五〇円」に改め、同表第三号中「三、七〇〇円」を「三、九〇〇円」に改め、同表第四号中「三、四〇〇円」を「三、六〇〇円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日に許可がなされた使用に係る使用料並びに実施が決定した試験及び支援の手数料については、なお従前の例による。

告 示

○宮城県告示第七百四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和元年八月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
令和元年 十月一日	大郷町 全 域	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	大郷町開発センター
同 十月二日	大郷町 全 域	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	大郷町開発センター
同 十月七日	富谷市 全 域	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	富谷市役所公用車庫
同 十月八日	富谷市 全 域	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	富谷市役所公用車庫
同 十月十一日	大衡村 全 域	午前十時三十分から 正午まで	平林会館二階入口ホール
同 十月十六日	松島町 全 域	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	松島町文化観光交流館
同 十月二十一日	多賀城市 全 域	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	多賀城市役所前駐車場
同 十月二十三日	多賀城市 全 域	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	多賀城市役所前駐車場
同 十月二十五日	多賀城市 全 域	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	多賀城市役所前駐車場
同 十月二十八日	大和町 全 域	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	大和町役場車庫
同 十月二十九日	大和町 全 域	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	大和町役場車庫

○宮城県告示第七百五号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和元年八月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊一のとおり

二 認可年月日

令和元年八月二十三日

○宮城県告示第七百六号

農地中間管理機構公益社団法人みやぎ農業振興公社から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第三項の規定により、当該農用地利用配分計画を令和元年八月二十三日から令和元年九月六日まで、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年八月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊二のとおり

二 申請年月日

令和元年八月七日

三 縦覧場所

宮城県庁（農政部農業振興課）

○宮城県告示第七百七号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるとの事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調書を令和元年八月二十三日から令和元年九月六日まで縦覧に供する。

令和元年八月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届 出 事 項		縦 覧 場 所
発起人の住所及び氏名 東松島市大塚字大塚六十八番地 後藤 晃	加入区 鳴瀬加入区 宮城県漁業協同組合 鳴瀬支所	宮城県東松島市新東 名四丁目十四番地四
漁船損害等補償法第百十三条 第一項の申出をする漁業協同 組合の名称		

東松島市新東名二丁目九番 地一 川畑 善一
-----------------------------

○宮城県告示第七百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和元年八月二十三日

一 保安林予定森林の所在場所

登米市東和町錦織字高城山四六の二（次の図に示す部分に限る。）

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）主伐に係る伐採種は、定めない。

（二）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三）間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和元年八月二十三日

一 保安林予定森林の所在場所

登米市津山町柳津字大土九九の八七

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）主伐に係る伐採種は、定めない。

（二）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三）間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和元年八月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市一迫字長崎明神沢五の一、一〇、一一、字長崎荒町三一、三四

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）主伐に係る伐採種は、定めない。

（二）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三）間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和元年八月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
石巻市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の規定による収用及び使用の手続開始の申立てがあったので、同法第三十四条の三の規定により、次のとおり告示する。

令和元年八月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 収用及び使用の手続が開始される土地等

1 収業者の名称 宮城県

2 事業の種類 県道石巻鮎川線改築工事（給分浜道路・石巻市大原浜京地地内から同市給分浜羽黒下地内まで）

3 手続が開始される土地

(一) 収用の手続が開始される土地 石巻市大原浜京地、大原浜戸泥、大原浜一の峠、大原浜北川原、大原浜隠里、大原浜中田、大原浜畑下、大原浜田の上、大原浜洞ノ口、大原浜法元寺、大原浜屋敷及び大原浜関の入地内

(二) 使用の手続が開始される土地 石巻市大原浜京地、大原浜戸泥、大原浜一の峠、大原浜北川原、大原浜隠里、大原浜中田、大原浜畑下、大原浜田の上、大原浜洞ノ口及び大原浜法元寺地内

二 収業者が収用及び使用の手続を開始しようとする土地を表示する図面の縦覧場所

石巻市役所（道路第一課）

○宮城県告示第七百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和元年八月二十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 四五七号

三 道路の区域

変更の区間	変更前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
-------	------	-----------------	-----------------



栗原市一迫字川口山館無番地先から 同市一迫字川口山館一七番一地主先まで		前	八・〇 一七・〇	後	八・〇 一七・〇	七二・三	七二・三
----------------------------------------	--	---	-------------	---	-------------	------	------

○宮城県告示第七百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和元年八月二十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	四五七号	栗原市一迫字川口山館無番地先から 同市一迫字川口山館一七番一地主先まで	令和元年 八月二十三日

○宮城県告示第七百十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和元年八月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
二子屋の2	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町竹谷字二子屋（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防
二子屋の3	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町竹谷字二子屋（次の図のとおり）		災砂防課及び宮
二子屋の4	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町竹谷字萱倉（次の図のとおり）		城県仙台東土木事
大黒沢の1	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町竹谷字大黒沢（次の図のとおり）		務所

清水前の1	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町竹谷字清水前（次の図のとおり）
清水前の2	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町竹谷字清水前（次の図のとおり）
梅木留	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町竹谷字梅木留（次の図のとおり）
藤ノ巻	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町竹谷字藤ノ巻（次の図のとおり）
佐野崎	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町竹谷字清水（次の図のとおり）
山崎の1	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町竹谷字山崎（次の図のとおり）
保手崎の1	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町竹谷字保手崎（次の図のとおり）
保手崎の2	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町竹谷字中才（次の図のとおり）
大日向の2	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町竹谷字大日向（次の図のとおり）
清水	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町竹谷字大日向（次の図のとおり）
後浦の2	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町竹谷字後浦（次の図のとおり）
後浦の3	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町竹谷字後浦（次の図のとおり）
後浦の4	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町竹谷字後浦（次の図のとおり）
前浦の2	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町竹谷字前浦（次の図のとおり）
貝殻塚の1	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町竹谷字貝殻塚（次の図のとおり）

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、登米吉田土地改良区役員就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和元年八月二十三日

宮城県東部地方振興事務所

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
令和元年七月三十一日	堀内 邦彦	登米市米山町字桜岡貝待井四百四十三番地一	監事
令和元年七月三十一日	高橋 保男	登米市登米町大字日根牛五郎峯三十番地	監事
令和元年七月三十一日	高橋 真一	登米市登米町小島西岡谷地百三十番地	監事

所長 高橋 剛彦

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
令和元年七月三十日	堀内 邦彦	登米市米山町字桜岡貝待井四百四十三番地一	監事
令和元年七月三十日	高橋 保男	登米市登米町大字日根牛五郎峯三十番地	監事
令和元年七月三十日	高橋 真一	登米市登米町小島西岡谷地百三十番地	監事

○宮城県告示第七百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、石巻市北方土地改良区役員 の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和元年八月二十三日

宮城県東部地方振興事務所

所長 高橋 剛彦

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
令和元年七月二十日	鈴木 博	石巻市桃生町神取字屋敷三十九番地	理事
令和元年七月二十日	佐々木 正利	石巻市桃生町城内字西嶺三十三番地	理事
令和元年七月二十日	三浦 尊徳	石巻市三輪田字竹ノ迫六番地	理事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
令和元年七月二十日	星 茂	石巻市小船越字大縄場百三十九番地	理事
令和元年七月二十日	高橋 武一郎	石巻市桃生町太田字薬田百三十三番地	理事
令和元年七月二十日	及川 英一郎	石巻市小船越字二子北上一番地三	理事
令和元年七月二十日	梶原 敏彦	石巻市大森字町四十二番地	理事
令和元年七月二十日	山内 和彦	石巻市飯野字外吉野四十八番地	理事
令和元年七月二十日	西條 和則	石巻市桃生町牛田字雷百五十一番地	理事
令和元年七月二十日	高橋 宏志	石巻市桃生町新田字西町二十番地	理事
令和元年七月二十日	千葉 栄光	石巻市飯野字高屋敷二十三番地	理事
令和元年七月二十日	森山 徹	石巻市桃生町永井字新山四十六番地	理事
令和元年七月二十日	高橋 伸輔	石巻市桃生町高須賀字下畑六十番地	理事
令和元年七月二十日	武山 学	石巻市小船越字屋敷十八番地三	監事
令和元年七月二十日	阿部 秀治	石巻市桃生町中津山字内八木十五番地	監事
令和元年七月二十日	榊田 有司	石巻市桃生町櫻崎字東館五十番地	監事

退任年月日	氏名	住 所	役職名
令和元年七月十九日	鈴木 博	石巻市桃生町神取字屋敷三十九番地	理事
令和元年七月十九日	佐々木 正利	石巻市桃生町城内字西嶺三十三番地	理事
令和元年七月十九日	三浦 尊徳	石巻市三輪田字竹ノ迫六番地	理事
令和元年七月十九日	星 茂	石巻市小船越字大縄場百三十九番地	理事
令和元年七月十九日	山内 和彦	石巻市飯野字外吉野四十八番地	理事

公 告

令和元年七月十九日	高橋 宏志	石卷市桃生町新田字西町二十番地	理事
令和元年七月十九日	千葉 勲	石卷市小船越字堤下百九番地二	理事
令和元年七月十九日	佐藤 泰司	石卷市桃生町永井字新山三番地	理事
令和元年七月十九日	三浦 寛一	石卷市飯野字寒風沢内田十二番地	理事
令和元年七月十九日	高橋 恵	石卷市桃生町太田字金山下三十七番地	理事
令和元年七月十九日	白石 定利	一石卷市桃生町倉塚字寺後六十九番地	理事
令和元年七月十九日	山口 修一	石卷市東福田字沢向五十五番地二	理事
令和元年七月十九日	遠藤 明彦	石卷市桃生町高須賀字内畑七十七番地	理事
令和元年七月十九日	武山 学	石卷市小船越字屋浦十八番地三	監事
令和元年七月十九日	阿部 秀治	石卷市桃生町中津山字内八木十五番地	監事
令和元年七月十九日	高橋 武一郎	石卷市桃生町太田字薬田百三十三番地	監事

○宮城県告示第七百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、石巻市蛇田土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。

令和元年八月二十三日

宮城県東部地方振興事務所

所 長 高 橋 剛 彦

就任した者

令和元年八月二日	就任年月日	氏 名	住 所	役職名
伏見 晃也			石巻市蛇田字南経塚二十六番地	監事

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。  
令和元年八月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
白石市大平森合字森合沖四十七番一の一部、四十八番の一部、四十九番の一部、五十番の一部、五十五番、五十六番、五十七番、五十八番、五十九番、六十番、六十一番一、二百五番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
新潟県新潟市南区清水四千五百一番地一

株式会社コメリ

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。  
令和元年八月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
七ヶ浜町東宮浜字東兼田三十二番四、三十二番七、三十三番四、三十三番五、三十五番十二、三十五番十五

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
七ヶ浜町松ヶ浜字謡二十六番地の十四

渡邊工業株式会社

選挙管理委員会

○宮選管告示第九十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があった平成二十七年分収支報告書について、平成二十八年宮選管告示第百五十二号の一部を次のとおり改める。  
令和元年八月二十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

自由民主党名取市支部の平成二十七年分収支報告書の要旨の  
1 収入総額中

<p>1 収入総額 321,400]を「1 収入総額 356,400]に 「本年収入額 161,600]を「本年収入額 196,600]に 2 支出総額 185,000]を「2 支出総額 220,000]に 3 本年収入の内訳中 「自由民主党宮城県支部連合会 50,000]の次の行に 「その他の収入 35,000]を加える。 一件十万円未満のもの 35,000]」</p> <p>4 支出の内訳中 「政治活動費 45,000]を「政治活動費 80,000]に 「政治活動費 45,000]を「政治活動費 80,000]に 「組織活動費 35,000]」</p> <p>このとき浩子後援会「花咲会」の平成二十七年分収支報告書の要旨の 1 収入総額中 「1 収入総額 2,978,583]を「1 収入総額 3,028,583]に 「本年収入額 2,445,083]を「本年収入額 2,495,083]に 3 本年収入の内訳中 「寄附 2,445,000]を「寄附 2,495,000]に 「政治団体分 945,000]を「政治団体分 995,000]に 5 寄附の内訳中 「浩泉会 920,000] 仙台市泉区]の次の行に 「自由民主党宮城県第二選挙区支部 50,000] 仙台市泉区]を加える。 沼沢しんやの会の平成二十七年分収支報告書の要旨の 1 収入総額中 「1 収入総額 1,652,375]を「1 収入総額 1,852,375]に 「本年収入額 289,112]を「本年収入額 489,112]に 2 支出総額中 「2 支出総額 1,644,146]を「2 支出総額 1,844,146]に 3 本年収入の内訳中 「寄附 70,000]を「寄附 270,000]に 「個人分 70,000]の次の行に「政治団体分 200,000]を加える。 4 支出の内訳中</p>	<p>「政治活動費 600,221]を「政治活動費 800,221]に 「調査研究費 3,093]の次の行に「寄附・交付金 200,000]を加える。 5 寄附の内訳中 「沼澤真也 70,000] 仙台市太白区]の次の行に 「政治団体分] を加える。 桜井充後援会 200,000] 仙台市青葉区] を加える。 ○高麗管告示第九十一号 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出 があった平成二十七年分収支報告書について、平成二十九年宮選管告示第百六十一号の一部を次のと おり改める。 令和元年八月二十三日 宮城県選挙管理委員会 委員長 伊 東 則 夫</p> <p>菊地たかよし後援会の平成二十七年分収支報告書の要旨の 1 収入総額中 「1 収入総額 1,756,302]を「1 収入総額 1,786,302]に 「本年収入額 1,691,000]を「本年収入額 1,721,000]に 3 本年収入の内訳中 「寄附 716,000]を「寄附 746,000]に 「政治団体分 206,000]を「政治団体分 236,000]に 5 寄附の内訳中 「自由民主党若林区支部 100,000] 仙台市青葉区]の次の行に 「自由民主党宮城県第二選挙区支部 30,000] 仙台市泉区]を加える。 ○高麗管告示第九十二号 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出 があった平成二十八年分収支報告書について、平成二十九年宮選管告示第百六十二号の一部を次のと おり改める。 令和元年八月二十三日 宮城県選挙管理委員会 委員長 伊 東 則 夫</p>
<p>このとき浩子後援会「花咲会」の平成二十八年分収支報告書の要旨の</p>	<p>宮城県選挙管理委員会 委員長 伊 東 則 夫</p>

1 収入総額中

「1 収入総額 2,429,630」を「1 収入総額 2,479,630」に改める。  
前年繰越額 349,630 前年繰越額 399,630

○宮選管告示第九十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があつた平成二十八分収支報告書について、平成三十年宮選管告示第百二十八号の一部を次のとおり改める。

令和元年八月二十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

菊地たかよし後援会の平成二十八分収支報告書の要旨の

1 収入総額中

「1 収入総額 1,282,459」を「1 収入総額 1,312,459」に改める。  
前年繰越額 7,459 前年繰越額 37,459

○宮選管告示第九十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があつた平成二十九分収支報告書について、平成三十年宮選管告示第百二十九号の一部を次のとおり改める。

令和元年八月二十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

自由民主党宮城県第一選挙区支部の平成二十九分収支報告書の要旨の

1 収入総額中

「1 収入総額 51,769,638」を「1 収入総額 51,869,638」に改める。  
「本年収入額 28,290,005」を「本年収入額 28,390,005」に改める。

3 本年収入の内訳中

「寄附 1,290,000」を「寄附 1,390,000」に改める。  
「団体分 1,170,000」を「団体分 1,270,000」に改める。

5 寄附の内訳中

「(株) 泉タクシー 120,000 仙台市泉区」の次の行に  
「日本柔道整復師連盟 100,000 東京都台東区」を加える。

とのさき浩子後援会「花咲会」の平成二十九分収支報告書の要旨の

1 収入総額中

「1 収入総額 1,174,904」を「1 収入総額 1,224,904」に改める。  
前年繰越額 494,904 前年繰越額 544,904

菊地たかよし後援会の平成二十九分収支報告書の要旨の

1 収入総額中

「1 収入総額 1,225,285」を「1 収入総額 1,255,285」に改める。  
前年繰越額 104,285 前年繰越額 134,285

○宮選管告示第九十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があつた。

令和元年八月二十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

新しい仙台のまちづくりを考える会 庄司 誠 及川真一郎 仙台市若林区南材木町八一 令和元年七月二十二日

佐野ひでとし後援会 田中 純 佐野 光雄 黒川郡大衡村大衡字竹ノ内三七 令和元年七月十日

市民と野党の共闘で政治を変える市民連合みやぎ 多々良 哲 須藤 道子 仙台市青葉区台原四一八一七 令和元年七月十日

新世代が創る未来の会 佐藤 光 佐藤 久子 塩竈市海岸通一〇一三三 令和元年七月二十三日

鈴木正信後援会 鈴木 正信 木幡 正博 柴田郡村田町大字沼辺字二丁目一 令和元年六月二十四日

仙台為成会 田村 勝 田村 友美 仙台市宮城野区福田町一〇九一 令和元年七月十日

たかこ秀明後援会 高子 秀明 松永 公雄 白石市福岡深谷字間内山二七一一 令和元年六月十八日

PRU宮交政策研究 針生 勝美 山田 俊徳 仙台市青葉区昭和町三一一 令和元年六月十二日

福井たかまさ後援会 庄司 勝壽 佐藤 武彦 仙台市青葉区下愛子字二本松一九 令和元年

星守夫後援会 星 かずみ 星 克秀 角田市佐倉字小山東一九六 七月二日  
堀内章後援会 堀内 章 長谷川榮一 仙台市宮城野区田子三ー六ー三〇 七月十七日  
宮城県警備業連盟 後藤 公伸 庄子 雄太 仙台市泉区天神沢一ー四ー一一 五月三十日  
吉田やすひろ後援会 吉田 耕大 吉田 耕大 黒川郡大郷町東成田字長松沢山六一 七月三十一日  
○宮選管告示第九十六号  
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。  
令和元年八月二十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日  
自由民主党南方支部 伊藤 吉浩 主たる事務所の所在地 登米市南方町大西八一 登米市南方町館三 令和元年六月二十三日

代表者の氏名 伊藤 吉浩 高橋 修

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日  
相澤吉悦後援会 佐藤 廣夫 代表者の氏名 佐藤 廣夫 佐々木幸司 令和元年七月十一日  
植田美枝子後援会 佐藤 信 代表者の氏名 佐藤 信 三浦 栄子 令和元年七月一日  
須藤幸喜とともに登米市を元気にする会 鈴木 安志 代表者の氏名 鈴木 安志 二階堂一男 令和元年五月十七日  
会計責任者の氏名 細浦 俊郎 鈴木 安志  
税理士による愛知治郎後援会 浅利 一儀 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区小田原五一ー一五 仙台市青葉区花京院二ー二一五 令和元年六月二十四日

代表者の氏名 浅利 一儀 山内 睦也  
会計責任者の氏名 高橋 秀敏 近江 信雄  
千葉修平と仙台市の未来を創る会 千葉 修平 主たる事務所の所在地 仙台市太白区八木山南四一六ー八 仙台市青葉区中山台三一ー一五ー七 平成三十一年四月一日  
ます和也後援会 杉本 五郎 代表者の氏名 杉本 五郎 佐々木昭夫 令和元年五月三十日  
○宮選管告示第九十七号  
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。  
令和元年八月二十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日  
日野秀逸後援会 日野 秀逸 令和元年七月三日  
星守夫後援会 加藤 信夫 令和元年六月二十九日  
宮城交通政策研究会 針生 勝美 令和元年五月十七日  
○宮選管告示第九十八号  
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十七年分収支報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。  
令和元年八月二十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）  
星守夫後援会  
報告年月日 1. 7. 1 (1. 6. 29解散)  
1 収入総額 0  
2 支出総額 0

○宮選管告示第九十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十八年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和元年八月二十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

日野秀逸後援会

報告年月日 1. 7. 2（1. 7. 3解散）

1 収入総額

0

2 支出総額

0

星守夫後援会

報告年月日 1. 7. 1（1. 6. 29解散）

1 収入総額

0

2 支出総額

0

○阿選管告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十九年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和元年八月二十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

日野秀逸後援会

報告年月日 1. 7. 2（1. 7. 3解散）

1 収入総額

0

2 支出総額

0

星守夫後援会

報告年月日 1. 7. 1（1. 6. 29解散）

1 収入総額

0

2 支出総額

0

宮城交通政策研究会

報告年月日 1. 6. 12（1. 5. 17解散）

1 収入総額

0

2 支出総額

0

○阿選管告示第一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和元年八月二十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

日野秀逸後援会

報告年月日 1. 7. 3（1. 7. 3解散）

1 収入総額

0

2 支出総額

0

星守夫後援会

報告年月日 1. 7. 1（1. 6. 29解散）

1 収入総額

0

2 支出総額

0

宮城交通政策研究会

報告年月日 1. 6. 12（1. 5. 17解散）

1 収入総額

0

2 支出総額

0

○阿選管告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十一年分（令和元年分）収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、そ

の要旨を次のとおり公表する。

令和元年八月二十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

日野秀逸後援会

報告年月日 1. 7. 3（1. 7. 3解散）

1 収入総額

2 支出総額

星守夫後援会

報告年月日 1. 7. 1（1. 6. 29解散）

1 収入総額

2 支出総額

宮城交通政策研究会

報告年月日 1. 6. 12（1. 5. 17解散）

1 収入総額

2 支出総額

○宮選管告示第百三三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

令和元年八月二十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名

資金管理団体の名称

公職の種類

主たる事務所の所在地

指定年月日

田村 勝 仙台市議会議員 仙台為成会

仙台市宮城野区福田町一―九―

令和元年七月九日

堀内 章 仙台市議会議員 堀内章後援会

仙台市宮城野区田子三―六―三

令和元年七月十五日

○宮選管告示第百四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和元年八月二十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

資金管理団体の届出をした者の氏名

異動事項

新

旧

異動年月日

千葉 修平 千葉修平と仙台市の主たる事務所を創る 仙台市太白区八木 平成三十一年四月一日

○宮選管告示第百五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第一百十条の五の規定により交付した左記の証票は、令和元年八月七日以降無効とする。

令和元年八月二十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

記

証票番号

㊦ 第三号の〇一〇

証票番号

㊦ 第三号の〇五八